

東京リノベーションモデルハウス事業実施要綱

令和元年5月29日
31住住民第402号
改正 令和4年6月29日
4住民画第240号
改正 令和5年10月26日
5住民画第631号

第1 目的

本事業は、住宅の価値を向上させる全体的な改修（以下「リノベーション」という。）を実施した既存住宅をモデルハウスとして活用し、都民に既存住宅のリノベーションや建物状況調査の効果等を訴求することにより、既存住宅の品質及び性能等に関する知識や意識の向上を推進させ、もって既存住宅ストックの質の向上や、既存住宅の流通促進を図ることを目的とする。

この要綱は、当該事業を実施するために必要な事項を定める。

第2 事業概要

1 事業等の名称

この事業の名称は、東京リノベーションモデルハウス事業（以下「本事業」という。）とし、本事業において既存住宅にリノベーションを実施し、公開・活用するモデルハウス（東京都内に所在するものに限る。以下「対象モデルハウス」という。）の名称は、東京リノベーションモデルハウスとする。

2 事業の内容

対象モデルハウスを活用し、4に定める事業者をして都民等に対し、既存住宅のリノベーションや流通を促進するための情報発信等を行う。

3 事業の実施期間

この要綱の決定の日から本事業の廃止の日まで

4 事業者

対象既存住宅の売買及びリノベーションに関わる、宅地建物取引業法（昭和27

年法律第 176 号) 第 2 条第 3 号の宅地建物取引業者又は建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 3 号の建設業者で、対象モデルハウスの運営(6 の説明及び情報提供を含む。)を適切に行うことができる者を、公募により決定する。

5 事業者の募集及び決定

公募手続、応募受付期間等は、東京リノベーションモデルハウス事業事業者募集要項により定める。

6 事業者が行う事業内容

- (1) 対象モデルハウスを活用し、リノベーション、建物状況調査、既存住宅売買瑕疵保険の効果や建築時や維持保全の状況に係る情報の説明を行う機会を設けるなど、リノベーションの実施や既存住宅の流通を促進するための情報発信を行う。
- (2) 東京都(以下「都」という。)が別途提供する資料等を基に、都の実施する既存住宅のリノベーションや流通を促進するための取組などについて情報提供を行う。

第 3 本事業にかかる費用の補助

別に定める東京リノベーションモデルハウス事業補助金交付要綱により、予算の範囲内で本事業に要する費用を事業者に対して補助する。

第 4 東京都の協力

本事業の実施に当たって、都は、事業者と連携・協力し、円滑な事業の運営を図る。

第 5 その他

1 守秘義務

事業者及び本事業に従事する事業者の従業者等は、本事業に関連し職務上知り得た秘密を漏らし、また、この事業の目的とは異なる目的に用いてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

2 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。